

# 令和6年度から国民健康保険税額を算定する税率が変わります！

## 【主な改正点】

- ・資産割を廃止します。
- ・均等割（被保険者1人当たりの税額）、平等割（1世帯当たりの税額）を県の標準保険料率に近づけます。

## 【改正内容】

区 分		改正後		現 行		改正後と現行の差	
医 療 分	所得割	5.45	%	5.45	%	0.00	%
	資産割	0.00	%	6.00	%	△ 6.00	%
	均等割	26,000	円	24,000	円	2,000	円
	平等割	17,000	円	17,000	円	0	円
医療分賦課限度額		650,000	円	650,000	円	0	円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.50	%	2.50	%	0.00	%
	資産割	0.00	%	0.65	%	△ 0.65	%
	均等割	11,500	円	10,000	円	1,500	円
	平等割	7,500	円	7,000	円	500	円
後期高齢者支援金分賦課限度額		240,000	円	220,000	円	20,000	円
介 護 分	所得割	2.10	%	2.10	%	0.00	%
	資産割	0.00	%	1.80	%	△ 1.80	%
	均等割	11,000	円	11,000	円	0	円
	平等割	5,000	円	5,000	円	0	円
介護分賦課限度額		170,000	円	170,000	円	0	円

[改正後の軽減判定所得]

7割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + 10万円 × {給与所得者等(※1)の数 - 1}
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × {給与所得者等(※1)の数 - 1}
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × {給与所得者等(※1)の数 - 1}

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

■問合せ 町民税務課 TEL 0778-47-8014

## 奨学金返還費用を補助します～定住化促進奨学金返還サポート事業～

### 申請できる方

- ・大学などを卒業後、町内に居住し、奨学金を返還している方
- ・大学などを卒業予定で、卒業後、町内に居住し、奨学金を返還する予定の方

### 補助の内容

- ・毎年の奨学金返還費用の1/3（年5万円上限）
- ・奨学金返還開始年度から起算して10年間を限度
- ・一部を除き、他の返還支援制度との併用はできません。

申請書に必要書類を添えて、教育委員会事務局までご提出ください。

申請書は、町ホームページからダウンロード可能です。

詳細については、教育委員会事務局までお問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。



■問合せ 教育委員会事務局 ☎ 0778-47-8005

町ホームページ